

内閣参質一八六第一四号

平成二十六年二月二十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長山崎正昭殿

参議院議員山本太郎君提出食品の放射能汚染による健康障害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員山本太郎君提出食品の放射能汚染による健康障害に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「抜本解決に向けたプログラム」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、福島県における県民健康管理調査においては、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）の二千八年報告書に記載されたチエルノブイリ原子力発電所事故からの放射線による健康影響など、医学等の専門家の合意が形成されている様々な知見も考慮して、その内容が定められないと承知している。

また、食品中の放射性物質の基準値の設定に当たり実施した食品安全委員会の食品健康影響評価において、チエルノブイリ原子力発電所事故後のウクライナにおける甲状腺がん及び小児白血病の発症状況に関する様々な知見も考慮している。

二及び三について

政府としては、御指摘の法人が実施する「食事改善プロジェクト」その他の取組については承知していない。

四及び五について

政府が承知する限りでは、お尋ねのような資料はない。